

「CCUS 認定アドバイザー」制度の運用開始について

一般財団法人建設業振興基金
建設キャリアアップシステム事業本部

日頃より、建設キャリアアップシステムの運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

このたび、建設キャリアアップシステム（CCUS）に関する専門的知識を修得した外部人材による CCUS 活用支援の充実を図るため、「CCUS 認定アドバイザー」制度の運用を開始することといたしましたので、ご案内申し上げます。

本制度は、本財団が実施する講習を修了された方をアドバイザーとして認定し、CCUS の利用者に対する適切な指導及び助言等を行っていただくものです。詳細については、添付の「CCUS 認定アドバイザー制度の概要」及び「CCUS 認定アドバイザー制度要綱」をご参照ください。

また、本制度の運用開始に併せて、CCUS 認定アドバイザー認定講習の受講者の募集を本日より開始いたします。講習の受講を希望される方は、添付の「CCUS 認定アドバイザー認定講習応募要領」をご参照の上、ご応募ください。

CCUS の一層の普及促進に向けて、本制度へのご理解と積極的なご活用をお願いいたします。

（添付資料）

- ・ CCUS 認定アドバイザー制度の概要
- ・ CCUS 認定アドバイザー制度要綱
- ・ CCUS 認定アドバイザー認定講習応募要領

【お問い合わせ先】

一般財団法人建設業振興基金
建設キャリアアップシステム事業本部
普及促進部 中野、塩崎
TEL : 03-5473-4586

CCUS認定アドバイザー制度の概要

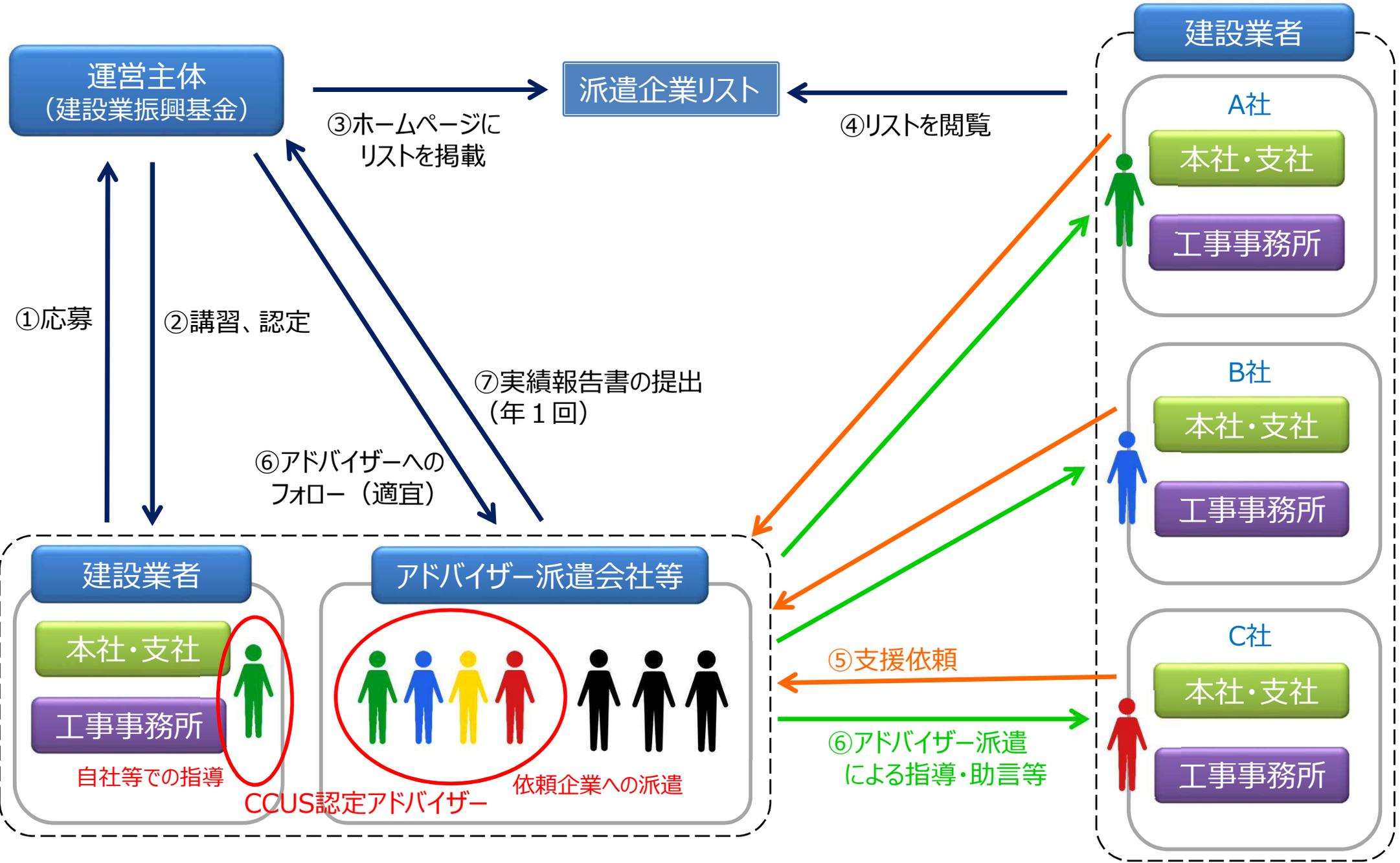
2021年2月19日

【概要】

- CCUS認定アドバイザーとは、建設キャリアアップシステムの登録、現場運用等に係る専門的知識を修得し、CCUSの利用者に対する適切な指導及び助言等を行うことができ得ると認められた総合アドバイザーです。
- 運営主体(建設業振興基金)が実施する認定講習を受講して修了考査に合格し、アドバイザーとしての十分なスキルを修得したと認められる方を認定します。認定された方には認定証を交付します。
- 建設業者のCCUS担当者のほか、建設業者にアドバイザーを派遣する会社の社員等を対象とします。
- CCUSホームページにおいて、認定アドバイザーの派遣が可能な企業等(以下「派遣企業」という)をリストアップした一覧表を掲載し、認定アドバイザーの派遣を依頼する際の連絡に活用していただく予定です。
- 運営主体は、認定アドバイザーに対するフォロー(認定アドバイザーからの質問・相談対応など)を行います。
- 認定アドバイザーには、年1回、実績報告書を運営主体に提出していただきます。提出された実績報告書は、認定アドバイザー制度の効果及び課題の検証に活用します。

【効果】

- ❑ 運営主体が認定することによって、CCUSの利用者の方が安心して依頼することができます。
- ❑ CCUSの利用者を支援できる人材が増加し、CCUSの活用支援を充実させることができます。
- ❑ 派遣企業の創意工夫をCCUSの普及促進に活かすことができます。



募集

- ・募集方法：募集人数、募集期間等を設定し、ホームページ等により告知します
- ・応募は、原則として受講希望者が所属する企業・団体単位で行っていただきます

応募

講習

講義

→ CCUSに関する専門知識をe-ラーニングで学習します

【主な内容】

- ・CCUSの概要
- ・事業者登録申請
- ・技能者登録申請
- ・現場運用

課題実習

→指定する課題について、実際にCCUSの疑似環境を利用して学習します

【主な内容】

- ・事業者登録申請
- ・技能者登録申請
- ・組織、管理者の登録
- ・現場登録
- ・施工体制登録
- ・技能者の施工体制への登録
- ・就業履歴の蓄積

修了考査

- ・講義及び課題実習を終えた方のみ受験可能です
- ・筆記試験を実施（試験問題はメールで送付し、期日までに提出していただきます）

受験

合格

認定証の交付

- ・有効期間は2年
※認定日から2年以上の定められた期間

更新

- ・実績報告書を欠かさず提出された方は、希望すれば自動更新されます
- ・実績報告書を提出していない方は、有効期間の終了までに講習を再度受講していただきます



認定証

氏名 ○○ ○○
(昭和○年○月○日生)

上記の者は、CCUS認定アドバイザーであることを証明する。

認定番号 第001号
認定年月日 令和3年1月8日
有効期限 令和5年3月31日
一般財団法人 建設業振興基金

※名刺と同程度のサイズとなります

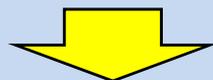
CCUS認定アドバイザーが所属している企業・団体リスト

2021年○月○日 更新

東京都				
名称	住所	電話	H P	アドバイザー人数
(株) ○○○○	中央区八丁堀 8-9-4	03-3535-6487	http://www.****.co.jp	○人
(株) ○○○○	新宿区高田馬場3-6-17	03-3298-5395	http://www.^^^.co.jp	○人
(株) ○○○○	品川区中延3-9-2	03-3787-9636	http://www.\$\$\$\$\$.co.jp	○人
(株) ○○○○	杉並区阿佐谷南2-5-16	03-3356-5878	http://www.++++.co.jp	○人

※リストに掲載を希望しない企業・団体については表示しません

2月19日 認定講習の受講者募集 ※ホームページに掲載します



3月10日（予定） 応募締切
→応募者多数の場合は選考します



3月17日（予定） 結果通知、受講者への資料送付
※通知はメールで連絡し、資料は郵送します



4月1日～5月14日（予定） 認定講習（講義、課題実習、修了考査）



5月20日（予定） 合格発表 ※メールで連絡します
→合格発表と同日付けで認定し、認定証を送付します

初回の募集定員は約30名です。応募状況を踏まえて、今後、追加の募集を行います。

CCUS 認定アドバイザー制度要綱

第1 目的

CCUS 認定アドバイザーを認定し、もって建設キャリアアップシステムの利用者による登録、現場運用その他の利用の円滑化を図るため、この要綱を定める。

第2 定義

CCUS 認定アドバイザーとは、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という）の登録、現場運用等に係る専門的知識を修得し、CCUS の利用者に対する適切な指導及び助言等（以下「業務」という）を行うことができ得ると一般財団法人建設業振興基金（以下「基金」という）により認定された者をいう。

第3 認定を受けるための要件

認定を受けることのできる者は、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する者とする。

- （1）建設業を営む事業者に所属する者並びに建設業に関係する団体に所属する者
- （2）建設業を営む事業者へのアドバイザー派遣等を行う事業者に所属する者
- （3）その他 CCUS の利用者に対する指導及び助言等を行う立場にあると基金が認めた者

第4 認定

- 1 認定を受けようとする者は、基金が行う講習を受講し、かつ、修了考査に合格しなければならない。
- 2 講習の受講の申込みは、原則として認定を受けようとする者が所属する事業者又は団体を通じて行わなければならない。
- 3 基金は、認定を受けた者を基金に備える CCUS 認定アドバイザー名簿に登録しなければならない。
- 4 基金は、認定を受けた者に対し、認定証を交付するものとする。
- 5 認定証を交付された者は、CCUS 認定アドバイザーの称号で業務を行うことができるものとする。

第5 責務

- 1 CCUS 認定アドバイザーは、誠実に業務を行うとともに、CCUS 認定アドバイザーの信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 2 CCUS 認定アドバイザーは、正当な理由がなく、業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。CCUS 認定アドバイザーでなくなった後においても、同様とする。
- 3 CCUS 認定アドバイザーは、業務に必要な知識の維持向上に努めなければならない。
- 4 CCUS 認定アドバイザーは、年1回、業務の実績を所定の様式に記載した実績報告書を作成し、基金に提出しなければならない。

第6 有効期間

認定の有効期間は、認定を受けた日から2年以上の基金が定める期間とする。

第7 認定の更新

認定を更新しようとする者は、有効期間が終了するまでに、原則として基金が指定する講習を受講しなければならない。ただし、有効期間中に実績報告書を欠かさず提出した者

は、講習の受講を要しない。

第8 認定の取消し

基金は、CCUS 認定アドバイザーが、その信用を著しく傷つけるような行為を行う等により、適切な業務の実施に支障があると認められたときは、当該 CCUS 認定アドバイザーの認定を取り消すことができる。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、基金において定めるものとする。

附則

この要綱は令和3年2月19日から施行する。